

医療法人解散認可後の手続きについて

秋田県健康福祉部医務薬事課

解散認可後に、医療法上必要となる主な手続きについてまとめましたので、参考にしてください。

1 清算人の就任登記

解散及び清算人の就任について登記した後、医療法人登記届（様式第47号）に登記事項証明書を添付して、遅滞なく、届出を行ってください。

2 清算中に就職した清算人がいる場合

（※解散認可申請時の清算人に変更が無い場合は、この手続きは不要です。）

清算中に就職した清算人がいる場合は、清算中就職した清算人登記届（様式第50号）により、登記事項証明書を添付して、その氏名、住所及び就任日の届出を行ってください。

3 清算終了届の提出

清算が終了したら、清算終了届（様式第51号）に必要書類を添付して届出を行ってください。※清算人の就任から清算の終了まで時間がかかるため、失念されないようご注意ください。

【添付書類】

- ・清算の終了したことを証する書面
→医療法人の登記事項証明書
- ・清算による現務の終了、債権の取立て、債務の弁済及び残余財産の処分の概要
→社員総会議事録、清算事務報告書等（貸借対照表、収支計算書等清算した財産等の処分内容が分かる書類を添付）
→清算人による原本証明

4 各種書類の提出先は、所管の保健所です。（秋田市は秋田市保健所です。）

5 医療法人制度については、医療法令の他、以下のサイトを参考してください。

○厚生労働省－医療法人・医療経営のホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/igyou/index.html

○秋田県公式サイト（美の国秋田ネット）－医務薬事課（医務関係）－医療法人

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/70092>

※認可申請及び届出に必要な様式は下記からダウンロードしてください。（最新の様式を使用してください。）

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2219>

(R7.12.18)